

改 正 後

個⑥026-2 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

(平成 年分) 氏 名 _____

提出用

この明細書は、住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。
詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。
(注) 4の⑪から⑬のいずれかに該当する方の場合、⑥又は⑩の金額が30万円を超えるときにこの控除を受けることができます。
4の⑪から⑬のいずれにも該当しない方の場合、⑥の金額が30万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 共有者の氏名 (共有の場合のみ書いてください。)

フリガナ	フリガナ
氏 名	氏 名

2 改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日	① 平成 年 月 日
あなたの共有持分	② /

※ 共有の場合のみ書いてください。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

太陽光発電設備設置工事の有無	③ 有・無	円
一般断熱改修工事等に要した費用の額	④	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑤	
(④ - ⑤)	⑥	
※ 30万円を超える場合に限り。		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑦	
⑥と⑦のいずれか少ない方の金額	⑧	
⑧又は(⑧×②)	⑨	
※ 最高200万円(③が「有」の場合は、最高300万円)		
(⑨×10%)	⑩	(100円未満の端数切捨て)

※下の「増改築等工事証明書」の該当欄の「太陽光発電設備の型式(太陽光の利用に資する設備として設置された機器の設備の型式)」欄にその型式が証明されています。

太陽光発電設備設置工事をした場合には、「増改築等工事証明書」の「太陽光発電設備の型式(太陽光の利用に資する設備として設置された機器の設備の型式)」欄にその型式が証明されています。

「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア一般断熱改修工事等に要した費用の額(「4(3)ア一般断熱改修工事等に要した費用の額」又は「5(2)ア一般断熱改修工事等に要した費用の額」)」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。(平成23年6月30日以後に改修工事に係る契約を締結した場合に限り。)

「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ一般断熱改修工事等の標準的な費用の額(「4(3)エ一般断熱改修工事等の標準的な費用の額」又は「5(2)エ一般断熱改修工事等の標準的な費用の額」)」欄の金額を転記してください。

4 高齢者等居住改修工事等に係る事項 (あなた又は同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、⑪から⑬のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が50歳以上(同居親族の方は65歳以上)	⑪	該当
障害者(⑪に該当する方を除きます。)	⑫	該当
要介護認定又は要支援認定を受けている(⑪又は⑫に該当する方を除きます。)	⑬	該当

同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。

氏名() 続柄()

高齢者等居住改修工事等に要した費用の額	⑭	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑮	
(⑭ - ⑮)	⑯	
※ 30万円を超える場合に限り。		
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑰	
⑯と⑰のいずれか少ない方の金額	⑱	
⑱又は(⑱×②)	⑲	(最高200万円(注))
(⑲×10%)	⑳	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア高齢者等居住改修工事等に要した費用の額(「4(2)ア高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」)」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等(平成23年6月29日以前に改修工事に係る契約を締結した場合には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費)の額の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ高齢者等居住改修工事等に要した費用の額(「4(2)エ高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額」)」欄の金額を転記してください。

(注)平成24年中に居住の用に供した場合は最高150万円です。

5 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額	㉑	円
(⑩ + ㉑)		
※ 最高200万円(③が「有」の場合は、最高300万円)		

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。
住宅耐震改修特別控除又は認定長期優良住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

改 正 前

個⑥026-2 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

(平成 年分) 氏 名 _____

提出用

この明細書は、住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。
詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。
(注) 4の⑪から⑬のいずれかに該当する方の場合、⑥又は⑩の金額が30万円を超えるときにこの控除を受けることができます。
4の⑪から⑬のいずれにも該当しない方の場合、⑥の金額が30万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 共有者の氏名 (共有の場合のみ書いてください。)

フリガナ	フリガナ
氏 名	氏 名

2 改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日	① 平成 年 月 日
あなたの共有持分	② /

※ 共有の場合のみ書いてください。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

太陽光発電設備設置工事の有無	③ 有・無	円
一般断熱改修工事等に要した費用の額	④	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑤	
(④ - ⑤)	⑥	
※ 30万円を超える場合に限り。		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑦	
⑥と⑦のいずれか少ない方の金額	⑧	
⑧又は(⑧×②)	⑨	
※ 最高200万円(③が「有」の場合は、最高300万円)		
(⑨×10%)	⑩	(100円未満の端数切捨て)

※下の「増改築等工事証明書」の該当欄の「太陽光発電設備の型式(太陽光の利用に資する設備として設置された機器の設備の型式)」欄にその型式が証明されています。

太陽光発電設備設置工事をした場合には、「増改築等工事証明書」の「太陽光の利用に資する設備として設置された機器の設備の型式」欄にその型式が証明されています。

「増改築等工事証明書」の「4(3)ア(3(3)ア)一般断熱改修工事等に要した費用の額」欄又は「5(2)ア(4(2)ア)一般断熱改修工事等に要した費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。(平成23年6月30日以後に改修工事に係る契約を締結した場合に限り。)

「増改築等工事証明書」の「4(3)イ(3(3)イ)一般断熱改修工事等の標準的な費用の額」欄又は「5(2)イ(4(2)イ)一般断熱改修工事等の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

4 高齢者等居住改修工事等に係る事項 (あなた又は同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、⑪から⑬のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が50歳以上(同居親族の方は65歳以上)	⑪	該当
障害者(⑪に該当する方を除きます。)	⑫	該当
要介護認定又は要支援認定を受けている(⑪又は⑫に該当する方を除きます。)	⑬	該当

同居親族の方が⑪から⑬のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。

氏名() 続柄()

高齢者等居住改修工事等に要した費用の額	⑭	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑮	
(⑭ - ⑮)	⑯	
※ 30万円を超える場合に限り。		
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑰	
⑯と⑰のいずれか少ない方の金額	⑱	
⑱又は(⑱×②)	⑲	(最高150万円(注))
(⑲×10%)	⑳	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「4(2)ア(3(2)ア)高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等(平成23年6月29日以前に改修工事に係る契約を締結した場合には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費)の額の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「4(2)イ(3(2)イ)高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

(注)平成23年12月31日までに居住の用に供した場合は最高200万円です。

5 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額	㉑	円
(⑩ + ㉑)		
※ 最高200万円(③が「有」の場合は、最高300万円)		

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。
住宅耐震改修特別控除又は認定長期優良住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。